

既存小規模飲食店が飲食可能な喫煙区域を設置する場合の届出手続

1 対象

既存小規模飲食店※注1（健康増進法に規定する「既存特定飲食提供施設」）が、建物内の一部又は全部を、飲食をしながら喫煙をすることができる区域※注2（以下「喫煙区域」といいます。）（健康増進法に規定する「喫煙可能室」）とする場合に、届出が必要です。

※注1 既存小規模飲食店とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいいます。

- 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店であること。
- 個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営しているものであること（一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。）
- 客室面積が100平方メートル以下であること。
- 喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせない旨の表示をしていること。

※注2 喫煙区域は、次に掲げる技術的基準を全て満たさなければなりません。

【建物内の一部を喫煙区域とする場合】

- 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。
- たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- たばこの煙が屋外に排気されていること。

【建物内の全部を喫煙区域とする場合】

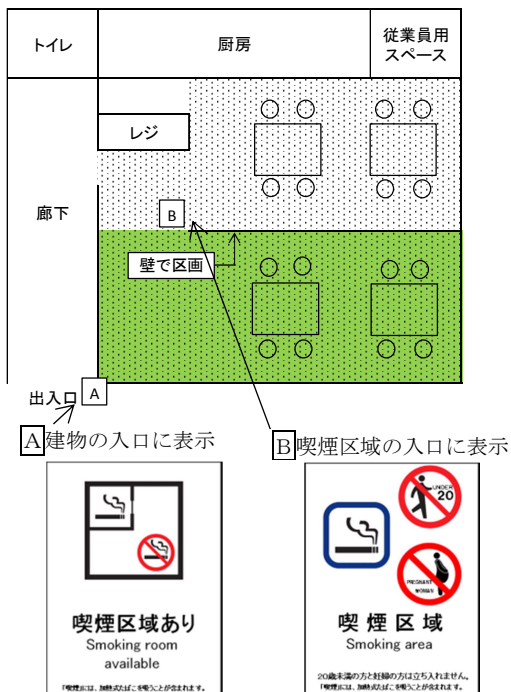
- たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

【建物が複数の階に分かれている場合で、喫煙区域を当該建物の一又は二以上の階の全部とする場合】

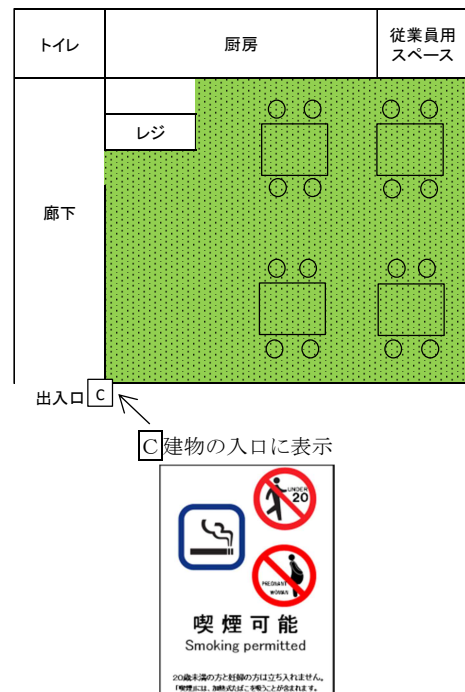
- たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること、その他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること。



2 客席面積の考え方及び喫煙区域の表示について

（例1：一部を喫煙区域とする場合）



（例2：全部を喫煙区域とする場合）



○「客席面積」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所（店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分）を指します（客席：上図 、喫煙区域：上図 ）。

○喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせないようにしてください。

○喫煙区域を設置する場合は、施設の入口（上図A）及び喫煙区域の入口（上図B）に表示が必要です。表示は県ホームページからダウンロードしてご利用ください。

（参考 URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyudoukितuenkaiseizyourei.html>）

3 届出書

喫煙区域を設置している場合に提出してください。

- 施設管理者（健康増進法に規定する「管理権原者」（以下同じ））は、下記書類を作成し、受付窓口へ提出してください。
 - ・喫煙可能室設置施設届出書・・・1部（控えの交付をご希望の場合は、正副計2部）
- 喫煙可能室設置施設届出書は県で受領し、副本（控えの交付をご希望の場合）は受領印を押印のうえ返却します（4及び5の届出においても同じ）。
- 郵送による届出であって、控えの交付をご希望の場合は、返信用封筒（定型封筒に82円切手を貼付し、返信先住所を記載したもの）を同封してください（4及び5の届出も同じ）。

<その他留意事項>

- 店舗では下記書類を備え、保存してください。
 - ・客席部分の床面積に係る資料（客席面積がわかる店舗図面等）
 - ・資本金の額又は出資の総額に係る資料（資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）（※店舗が会社により営まれるものである場合）

4 変更届出書

届出事項に変更が生じた場合に速やかに提出してください。

【変更届出が必要となる場合（例）】

- ・店舗の名称、店舗の所在地、鉄道に店舗が所在する場合にあっては車両番号その他識別文字等、施設管理者の氏名（法人にあっては名称）、法人にあっては代表者の氏名、施設管理者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）に変更があった場合
※但し、下記「廃止届出が必要となる場合（例）」に該当する場合（店舗が移転した場合等）は、変更届出ではなく、廃止届出が必要となります。
- 施設管理者は、下記書類を作成し、受付窓口へ提出してください。
 - ・喫煙可能室設置施設変更届出書・・・1部（控えの交付をご希望の場合は、正副計2部）
 - ・変更の事実を証することができる書類・・・1部

5 廃止届出書

喫煙区域を廃止した場合に速やかに提出してください。

【廃止届出が必要となる場合（例）】

- ・既存小規模飲食店の要件を満たさなくなった場合（店舗の廃止を含む。）
- ・事業の継続性がなくなった場合
例：居酒屋がキャバレーになった場合等、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合
- ・経営者の同一性がなくなった場合
例：個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合又は法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合
- ・店舗の同一性がなくなった場合
例：店舗の新築、移築、移転又は主要構造部の作り直し等の大規模改装を行った場合
- 施設管理者は、下記書類を作成し、受付窓口へ提出してください。
 - ・喫煙可能室設置施設廃止届出書・・・1部（控えの交付をご希望の場合は、正副計2部）

受付窓口（各種届出提出先）：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策班
TEL：078-362-9111 FAX：078-362-3913
E-mail：kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

※届出は、窓口への郵送、持参、メール又はFAXでの受け付けとなります。

※届出書類は、県ホームページからダウンロードしていただくか、窓口で配布します。

（参考URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/kizonsyoukiboinsyokuten.html>）

※変更届出又は廃止届出の対象になるかどうか等、不明な点は窓口にお問い合わせください。